

地域活性化ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - シェアリングエコノミーの成長を促す法的環境整備 1
2 - 大臣認定を取得した昇降機の軽微な変更による認定再取得時における手続の見直し 2

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	27年4月16日	27年5月15日	シェアリングエコノミーの成長を促す法的環境整備	<p>○具体的な要望事項 持ち家やマイカーなどの遊休資産の活用を阻害する可能性がある規制を洗い出し、それに対する必要な措置を検討し、実施する。</p> <p>○提案理由・現状の問題点 (1)現在、インターネットを通じて、眠っている資産(車、スペース、時間、モノ、カネ、知識、労働(スキル等)がユーザーによって共有されることが可能になり、それを前提とした経済圏が世界的に発生している(シェアリングエコノミー)。 (2)世界的には、空き家や個人宅の空き部屋等を個人レベルで貸し借りをしたり、自家用車のライドシェアリングを個人間でインターネット上で行えるサービスが展開されている。 (3)日本の法体系では、個人が遊休資産を活用することを必ずしも前提としておらず、シェアリングエコノミーという新経済の成長を促すための法的環境を整備する必要がある。 (4)また、2020年のオリンピック・パラリンピックを控え、快適かつ多様な移動手段や宿泊場所の確保は観光立国を目指す日本としても非常に重要な問題となってくる。</p>	(一社)新経済連盟	国土交通省 厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
2	27年4月22日	27年5月15日	大臣認定を取得した昇降機の軽微な変更による認定再取得時における手続の見直し	<p>【要望の具体的内容】 構造方法について既に大臣認定を取得した昇降機について、部品の改廃等の理由で軽微な変更を行い、大臣認定を再取得した場合には、新規認定とは異なる、既認定内容の一部「変更」であることが明確になるよう手続きを見直すなど、確認申請・検査が不要であることを明確化すべきである。 具体的には、以下が考えられる。 ①新たな大臣認定番号を付与するのではなく、従前の大臣認定番号を引き継ぐ(枝番を付すことも含む)。 ②申請書・認定書の記載事項等について、変更内容が明確になるよう、新規認定とは区別した変更(更新)時用の様式を設けるとともに、添付書類も一式ではなく変更に関わる必要書類に留める。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 軽微な変更により大臣認定を再取得する場合、新規認定を取得する場合と同様に、新たな認定番号が付与され、申請書・認定書の記載事項や添付書類も、新規の場合と特に区別されていないため、軽微な変更であっても新規認定と同等の手間を要する。また、国土交通省の「既設エレベーターに戸開走行保護装置等を設置する際の建築基準法上の手続きについては、エレベーター全体を撤去・新設する場合を除き建築確認・検査は不要」(平成24年4月27日・国住指第291号)との見解を踏まえれば、軽微な変更においては、確認申請は不要であると判断されるのが自然と考えられるところ、同じ内容の変更であっても確認申請・完了検査(建築基準法第87条の2)の要否の判断が特定行政庁毎にバラつきがあり、予見性が低いのみならず、全国で昇降機の部品を交換する度に手続きの負担が生じるなど事業の効率性が損なわれている。 確認申請手続きの必要性等については特定行政庁との協議に委ねられているが、軽微な変更に係る確認申請手続きの要否の判断のバラつきをなくすため、既認定分の軽微な変更であることが明確にわかるようにすべきである。これは、事業者(確認申請が必要とされる場合は建築主も含む)にとっての負担軽減だけでなく、特定行政庁や指定確認検査機関にとっての業務効率化にもつながる。 なお、先の規制改革ホットライン提案に対する国土交通省の検討結果は、「確認申請等の対象とならなければ、認定書の提出は法令上要求されません。」とのことで、「現行制度下で対応可能」とされているが、そもそも確認申請等の対象となるかどうかの判断のバラつきをなくすことが趣旨であり、その観点から改めて検討いただきたい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省